

JABEE

認定基準の解説

2025年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

平均受講時間 40分

「認定基準の解説」の構成

【冒頭部】

認定や審査のための重要な事項や方針が記載されている。

- 認定の目的
- 認定基準の基本方針
- 点検・審査の判定(SWD)の段階と目安
- 共通基準、個別基準(必須事項)および個別基準(勘案事項)の位置付け

【基準項目の解説】

基準項目には概ね以下の内容が記されている。

- 当該項目が意図するところ
- 用語の定義
- 留意点
- 自己点検書に盛り込む内容
- **判定の目安**

【基準項目の**判定の目安**(表形式)】

基準項目への適合の度合いに関する判定の目安が表形式で示されており、基準項目間の比較を容易にしている。

旧「解説」との大きな違い:

- 認定基準改定に伴う解説内容の変更
- 「判定の目安」の追加

冒頭部

「認定基準の解説」の構成

基準項目の解説の序文として、認定や審査のための重要な事項や方針が記載されている。

- 認定の目的
「技術者教育認定に関わる基本的枠組」や「認定・審査の手順と方法」などの引用
- 認定基準の基本方針
「技術者教育認定に関わる基本的枠組」や「認定・審査の手順と方法」などの引用
プログラム関係者と審査関係者の双方への注意喚起
- 審査項目の判定(SWD)の段階と目安
2018年度以前の4段階判定(AC[C]WD)の3段階判定(SWD)への簡素化と各段階の判定の目安(共通ルールブック)
- 共通基準、個別基準(必須事項)および個別基準(勘案事項)の位置付け

認定基準の基本方針

「技術者教育認定に関わる基本的枠組」4.1節の項目(1)～(6)の基本方針に基づき、プログラム運営組織および審査団は、以下の事項に留意し、それぞれプログラム運営および審査を行う必要がある。

プログラム運営組織

- 学習・教育到達目標を定め、同目標を達成するための体系的なカリキュラムを設計する。
 - 履修生を含むプログラム関係者は、常日頃から学習・教育到達目標を意識する。
 - 継続的な改善に努め、持続性に配慮したプログラム運営を行う。
-
- 認定基準への適合の度合いを第三者が十分に理解できるための根拠と説明を自己点検書に最大限盛り込む。
 - 自己点検書に含まれない根拠等を調べる遠隔調査や訪問調査では、誠意を持って対応する。

審査団

- 自己点検書の書面調査を入念に行う。
- 自己点検書の書面調査では確認できない事項(特に、学習・教育到達目標の達成を含む学習成果の実態等)は、遠隔調査や訪問調査で確認する。
- 自己点検書の内容に対し敬意を払って調査し、同調査結果に基づいて遠隔調査や訪問調査を行い、認定基準への適合の度合いを公正に判断する。
- プログラムの独自性を尊重し、かつ、プログラム運営組織の教育改善の支援に繋がるように、最大限留意する。

自己点検書の作成や調査において双方に求められる姿勢
審査・認定を対等の立場で公平に実施するために必要

SWDの定義

- 従来の「AとC」が「S」に統合された
- 「認定基準に適合している」は許容可能な度合いの適合を示し、必ずしも完璧な適合を求めているではない。→継続的な改善は必要である。
- 弱点(W)となる代表例
 - 現状や今後のプログラム運営組織や教育機関の取り組みでは数年以内(6年未満)に認定基準に適合しなくなる可能性がある(→教育の質保証の仕組みが万全ではない)。
- 満足(S)となる代表例
 - 認定基準への適合の度合いが高く、今後6年間、よほどのことがない限り適合状態が維持されるものと判断される。
 - 基準項目の要求事項のいずれかに弱点が認められるが、改善の取り組みをプログラム運営組織や教育機関が既に行っており、その取り組みの実効性や予定された期限までの実現性が審査時に確認できる。

点検・審査の判定(SWD)の段階と判定の目安(2/2)

- 目安の構成
 - 認定基準全体の目安(共通ループリック)
 - 基準項目ごとの目安(個別ループリック)
基準項目ごとの目安は参考指標(あり得るすべての場合を想定してはいない)であり、迷う場合には全体の目安を参考に判断する。
- 目安の公開の狙い
 - プログラムの自己点検や自主的・継続的な改善の指標とする
 - 審査時の判定の指標とする
- 認定基準(2012年度～2018年度)の解説にあった、基準項目を細分化したチェックリスト「基準○で審査される項目は、次のとおりである」は廃止した。
- 自己点検書やプログラム点検書・審査報告書も基準項目単位での記述とした。

基準項目の要求事項への対応に(重要度に応じて)強弱があってもよく、基準項目全体への適合の度合いを判断する。

※重箱の隅をつつくような審査を防止し、審査の質を向上させるために、基準項目の細分化を廃止した。

1. 満足(略号「S」)  従来(2018年度以前)の「適合(A)」
と「懸念(Cおよび[C])」
点検項目や点検大項目が認定基準に適合している。
2. 弱点(略号「W」)  従来の「弱点(W)」
点検項目や点検大項目が認定基準にほぼ適合しているが、適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。プログラムが実施している継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。
3. 欠陥(略号「D」)  従来の「欠陥(D)」
点検項目や点検大項目が認定基準に適合していない。
点検大項目に「欠陥」が含まれる場合には、プログラムは認定基準を満たしていないと判定される。

判定の目安(共通ルーブリック)

判定段階	満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
判定段階の定義	当該点検項目または点検大項目が認定基準に適合している。	当該点検項目または点検大項目が認定基準にほぼ適合しているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。プログラムが実施している継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。	当該点検項目または点検大項目が認定基準に適合していない。点検大項目に「欠陥」が含まれる場合には、プログラムは認定基準を満たしていないと判定される。
判定段階の目安	認定基準の該当項目に記されている要求事項を適正に実施しており、<u>審査年度を含み今後6年間程度継続的に実施・改善するための仕組みが整っている。</u> 記載の要求事項のすべてに対し適合することを示す根拠が自己点検書または実地で確認でき、総合的に判断して基準への適合が認められる。<u>この中には認定基準への適合の度合いを強化することに対して、プログラムの継続的改善が進行中のものも含む。</u>	認定基準の該当項目に記されている要求事項を実施しているが、 ● 一部不足している ● 一部誤っている ● 一部の根拠が提示されていないか不明瞭である ● 組織ではなく個人の努力で支えている などの弱点がある、もしくは、<u>審査年度を含み今後6年間継続して適切に実施するための仕組みが整っていない。</u> 基準項目ごとに記載されている要求事項のいずれかに弱点が認められ、改善のための対処が必要であり、迅速な対応が求められると判断される。このため、6年間を待たずに中間審査により基準への適合の度合いを調査する必要がある。<u>ただし、この対処をプログラムの継続的改善に任せられると判断される場合には(S)の判定となる。</u>	認定基準の該当項目に記されている要求事項を ● 実施していないか、著しく不足している ● 実施に重大な誤りがある ● 実施している根拠が提示されていないなどの欠陥がある。 基準項目ごとに記載されている要求事項のいずれかに欠陥のあることが自己点検書または実地で確認される、もしくは、(S)または(W)と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれの調査においても確認できない。

プログラムの質向上を目指す確実な取り組みを妨げない。

「適切」の程度は数値で表現していない。社会や分野の状況を考慮して、プログラム運営組織が自己点検書や実地審査閲覧資料などをつうじて適切であると主張し、それが妥当な主張かどうかを審査チームが判断する。

判定の目安(SとWの区別)

S判定

書面調査、遠隔調査および訪問調査で

- 基準に適合している
- 適合の度合いを強化するために、継続的改善が進行している
- 適合の弱点を改善するために、継続的改善が中間審査を不要と判断できる段階まで進行している(審査時点では表れていない改善効果が近々表れることが確実な状況にある)

のいずれかの状態であることを確認できた場合。

W判定

基準に概ね(若干弱かったり不足している部分を含んでいるが、項目全体で総合的に判断すると)適合しており、

- 適切な改善の計画が策定されていない
- 適切な改善が計画されているが、実施されていない
- 適切な改善が計画・実施されているが、その効果が未知であるか効果が表れるまでに時間を要する可能性がある(このため、中間審査を設定して改善の進行状況を審査する必要がある)

などの状態であることを確認できた場合。

改善の進行状況や見通しがS判定とW判定の分かれ目になる場合がある。
→プログラム運営組織による不断の自己点検や継続的な改善が重要であるとの考えに基づく(JABEEの審査を受けてからの改善ではW判定)。

- 認定基準は「共通基準」と共通基準の一部に補足事項を定める「個別基準」から成り、審査における適合の度合いの判定については個別基準を加味した共通基準について行う。
- 個別基準は「審査の直接対象とするもの」と「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」から成る（「基本的枠組」2.1節）。

「個別基準」のうち「審査の直接対象とするもの」を「個別基準(必須事項)」といい、「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」を「個別基準(勘案事項)」という。

個別基準(必須事項)や個別基準(勘案事項)と審査との関係

- 個別基準(必須事項)を含む共通基準は認定基準における審査項目となるため、プログラム運営組織は同基準への適合の度合いを自己点検書に記載する。審査団は同記載にかかわる書面調査、遠隔調査および訪問調査により、記載内容の妥当性を判断する。
- 個別基準(勘案事項)は審査項目そのものではないため、審査団は個別基準(勘案事項)への適合の度合いを直接調査したり、判定したりしない。しかし、プログラム運営組織は、個別基準(勘案事項)が関係する共通基準に対応する自己点検書の箇所において、プログラムへどのように勘案しているかについて説明することが求められる。

個別基準(勘案事項)への完全対応をJABEEは求めていないし、審査団は求めてはならない。

一方、個別基準(勘案事項)は、当該審査の種別や分野において標準的な内容と思われるため、それとの異同やその理由の説明はプログラム運営組織に求められる。

基準項目の解説

(エンジニアリング系学士課程について)

各基準項目では、概ね

- 当該項目が意図するところ

当該項目では何を審査するのか

- 用語の定義

推奨すること、推奨しないこと

- 留意点

- 自己点検書への盛り込みを期待する内容

- 判定の目安

基準項目への適合の度合いの
記載方法の示唆

について記されている。

認定基準全体の「判定の目安」に基づく基準
項目ごとの目安(該当しない場合等は全体
の目安の考え方にに基づき判定)

項目1.1 自立した技術者像の設定と公開・周知

【意図】

プログラムの学習・教育の前提となる「育成しようとする自立した技術者像」の公開と周知が適切になされているかどうか

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

審査年度に最終学年である履修生の入学前または入学時点以降にプログラムが公開している自立した技術者像にかかわるすべての説明と公開および周知方法、周知の確認状況、および技術者像策定の手続きの概要が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

- 周知の仕組みがあり、同仕組みによる周知の状況を根拠に基づいて自己点検書等で説明していることが前提である。
- 履修生への周知の状況を調べるために、遠隔調査や訪問調査の面談で周知の状況を履修生に尋ねることは可能であるが、同面談の目的は、当該履修生の記憶に対する試験ではなく、あくまでもプログラムによる周知の実施状況が自己点検書等の記載内容と整合しているか否かの確認である。

項目1.1 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 適切になされている。	◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 一部不足しており、迅速な対処が必要である。	◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 ● 定められていない。 ● 公開・周知がなされていないか、著しく不足している。
◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 適切になされている。	◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 一部不足しており、迅速な対処が必要である。	◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 まったくなされていないか、著しく不足している(社会通念上の「技術者像」と大きく異なっている場合を含む)。
◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	

概ねすべてが満たされているか

いずれかに該当するか

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

いずれかに該当するか

現時点で重大な影響がある

項目1.2 学習・教育到達目標の設定と公開・周知(1/3)

【意図】

- プログラムは、全履修生が修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、関係教員および履修生に周知しているか。
- 学習・教育到達目標は知識・能力観点(a)～(i)を水準も含め具体化したものを含んでいるか。

【留意点】

- 項目1.1との関係、教育機関の「学位授与の方針」との関係
- 各知識・能力観点における留意点
 - (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
 - 人類のさまざまな文化、社会と自然に関する知識と、それに基づいて適切に行動する能力。
 - (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解
 - 脱炭素化を含む持続可能な社会の構築に向けて、技術と自然や社会などとの係わり合いへの理解および技術者の社会的な貢献と責任への理解(技術者倫理)。
 - 社会における多様性と包摂性への理解や包摂的な倫理観を受け入れることの必要性についての意識(気づき)。
 - 「理解」とは知識の修得だけでなく、どう行動すべきかを正しく認識していることを意味するが、そのような場面に遭遇した場合に必ずそのような行動をとるか否かは含まない。
 - (c) 数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを応用する能力
 - 数学、自然科学および情報技術について、その知識にとどまらず実際に応用できる力。
 - ここでいう「情報技術」とは、どの分野でも求められるITやICTの基盤的なもの。

項目1.2 学習・教育到達目標の設定と公開・周知(2/3)

- (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
 - 個別基準で該当する分野の分野別要件が定められている場合には、その意図することを含む学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。
 - 問題設定能力、問題発見能力、創造性なども加えることが望まれる。
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
 - 単なる設計図面制作ではなく、「必ずしも解が一つではない課題に対して、種々の学問・技術を利用し、実現可能な解を見つけ出していくこと」であり、今後は脱炭素化を含む持続可能な社会の構築に配慮できる能力が求められる。
 - 対象とする課題はハードウェアでもソフトウェア(システムを含む)でも構わない。
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
 - 外国語(英語以外でも可)によるコミュニケーション能力では、流暢な会話力を要求してはならず、プログラム修了後のある程度の訓練により、技術的な内容についてのコミュニケーションができればよい。
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
 - 講義、学士論文研究(高専・専攻科では特別研究)、実験、実習、演習、宿題などをとおして、自主的および継続的な学習の習慣やクリティカルシンキング(critical thinking)の意識を身につけさせる。
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
 - 自立して仕事を計画的に進め、期限内に完了できる能力。
- (i) チームで仕事をするための能力
 - 他分野の人を含む他者と協働することの重要性の認識や協働するための方法に関する知識の修得。
 - 限定された分野や人数であったとしても協働の実践を積んで気づきを得る。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

- 審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学時点で適用されていた学習・教育到達目標とそれ以降に定めたすべてのものについての説明
- 学習・教育到達目標に知識・能力観点(a)～(i)が水準も含めどのように反映されているかを判断できる資料
- 学習・教育到達目標の周知の方法や周知の確認状況
- 学習・教育到達目標の策定の手続きの概要がわかる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目1.2 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇ 学習・教育到達目標 自立した技術者像と整合するように適切に定められている。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容の反映 学習・教育到達目標に、適切な水準で具体的に含まれている。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 適切に考慮されている。 ◇ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知 <u>審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前または教育の実施に支障がない時点</u>で適切になされている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 学習・教育到達目標 不安定・不明瞭な部分があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容の反映 ● 学習・教育到達目標への反映が<u>十分ではなく</u>、迅速な対処が必要である。 ● <u>一部の</u>学習・教育到達目標において、対応する知識・能力観点(a)～(i)の<u>具体性が不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 対応の<u>合理性が一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知 <u>一部不足や誤り</u>があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 学習・教育到達目標 ● 定められていない。 ● 自立した技術者像と整合していない。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容反映 学習・教育到達目標への反映に、具体性を含めて重大な不足がある。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 学習・教育到達目標にまったく考慮されておらず、そのことに対する合理性を見いだせない。 ◇ 学習・教育到達目標が公開・周知 なされていない。

迅速な対処により
適合を維持できる見込みが高い

現時点で認定基準に適合していないことが明らか
または
認定基準に適合している説明・根拠を見いだせない

◎印の方に重点がある

【意図】

- ◎学生が学習・教育到達目標を達成できるカリキュラムをプログラムが適切に設計しているか
- ○適切に設計されたカリキュラムの内容をプログラムに係る教員および学生に適切に開示しているか

【留意点】

「単位の実質化」はJABEE以外でも問われている

- カリキュラムに対する量的基準(授業時間数や学修時間数等)を本基準項目は含まないが、高等教育としての法令上の要件は当然満たしていることが前提である。
- 一部の科目の(評価基準の)明確化等が不十分な場合には、学習・教育到達目標の達成に対する当該科目の重要性を考慮のうえ、本基準項目への適合の度合いが判定される。この観点から、審査では、明確化等の状況をすべての科目について授業計画書(シラバス)等で点検・確認するのではなく、プログラムとしての明確化等の状況の全体像、および、学習・教育到達目標の達成に対して主要な科目について自己点検結果を確認したり、授業計画書(シラバス)等によってその妥当性を点検・確認することが求められる。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法および基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、および評価基準の整備・開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目2.1の補足:教育課程と早期修了との関係

- 認定基準(個別基準を含む)には、標準学修期間(学士課程4年、修士課程2年)は記されていないが、「認定・審査の手順と方法」に明記されているとおり、学士課程プログラムは4年間、修士課程プログラムは2年間のカリキュラムがそれぞれ設定されている必要がある。
- ただし、優秀な学生が例えば3年間で標準4年間の教育課程を修めて所定の単位を取得し、学習・教育到達目標を達成し、かつ大学が学士号を授与する場合には、従来から修了生として認めている。
- 一方、学士号を取得せずに大学院に進学する学生は、JABEE認定プログラム(学士課程)の修了生とは認められない。

項目2.1 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇ 教育課程、科目の設計内容 カリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムが設計され、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』、並びに、『科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準』(以上をまとめて以下では『設計・設定された内容』という)は、学習・教育到達目標の達成に至る道筋として定められている。 ◇ 設計・設定された内容の理解しやすさ プログラムに関わる教員および学生が理解可能である。 ◇ 設計・設定された内容の開示 授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員および学生に開示されている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続して行われる見込みが高い。	◇ 教育課程、科目の設計内容 『設計・設定された内容』は、学習・教育到達目標の達成に至る道筋として定められているが、<u>一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い ◇ 設計・設定された内容の理解しやすさ プログラムに関わる教員および学生が理解するのに<u>一部困難</u>があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 設計・設定された内容の開示 授業計画書(シラバス等)によりプログラムに関わる教員および学生に開示されているが、<u>一部不十分</u>であり、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 教育課程、科目の設計内容 - カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、ならびに、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』の全部または多くが設定されておらず、学習・教育到達目標の達成に向けてどのような教育内容なのかを<u>把握できない、または、把握することが困難</u>である。 - カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、ならびに、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』の内容またはそれぞれの対応が不適切であり、継続的かつ安定的に学習・教育到達目標を達成できる教育内容であると<u>判断できない</u>。 - 科目ごとの学習・教育到達目標の達成との対応がない、または、<u>重大な対応不足があり、学習・教育到達目標の達成に重大な疑義がある</u>。 ◇ 設計・設定された内容の理解しやすさ プログラムに関わる教員および学生が理解することに、大きな困難がある。 ◇ 設計・設定された内容の開示 - 全部または多くが、プログラムに関わる教員および学生に<u>開示されていない</u>。 - 開示された情報だけでは学習・教育到達目標の達成に向けてどのような教育内容なのかを<u>把握できない、または、把握することが困難</u>である。

項目2.2 シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進

【意図】

- 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育を実施していること
ただし、シラバスに記されている科目到達目標の達成に影響がない範囲で、内容、方法、順番などがシラバスと異なることは問題ではなく、社会や技術の関連動向を教育内容に反映させたり、履修生の理解度等の状況を考慮して対応することや、優れた教育方法を速やかに実践することは、推奨される。
- 履修生に対して主体的な学習を促していること

【定義・留意点】

- 「主体的な学習を履修生に促す取り組み」とは、
 - CAP(履修登録単位数の上限設定)制の趣旨に基づく科目ごとの十分な学習時間の確保
 - 事前学習・事後学習に対するシラバス等への記述をつうじた教育方法改善の教員への機会提供
 - 学習・教育到達目標に対する自身の達成度の振り返りの履修生への機会提供
 - 授業アンケート等による実状把握

など、広い意味での履修生の主体的な学習を促すためにプログラムが保有し運用する仕組み。

- この仕組みによって主体的な学びへの誘導がプログラムとして適切になされているか、に重点を置く。このため、履修生がどの科目でどの程度学習時間を確保しているか、などの個々の履修生に関する詳細な学習状況の調査を本基準項目は求めない。また、この取り組みがプログラムではなくプログラムが所属する高等教育機関が保有、運用するものであっても、履修生に主体的な学習を促しているのであればかまわない。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

シラバスに基づく教育を含むカリキュラムの運営状況と主体的な学習を履修生に促す取り組みの状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目2.2の補足:主体的な学習の促進

- シラバス、ガイダンス、授業方法などでの促進状況
- 履修生が主体的に学習できる環境の整備状況

などを用いて自己点検書等で説明されている状況について、個々の履修生ではなくプログラム全体としてどのように促進しているのかを確認する。

個々の履修生の主体的な学習状況を審査で確認するのは極めて困難である。また、学習・教育到達目標の達成と教育の継続的改善を柱とする認定基準の趣旨によると、プログラム全体の状況を確認する方が重要である。

項目2.2 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇シラバスに基づく教育の実施 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されている。 シラバスとの厳格な一致を求めない ◇各科目の教育の実施 科目到達目標の達成に好影響を与えるか影響がない範囲の変更を含み、シラバスに基づいて各科目の教育が実施されている。 ◇主体的な学習の促進 履修生の主体的な学習を促進する取り組みが組織的に実施されており、その状況(個々の学生や科目における主体的な学習状況ではなく、プログラム全体として促進する取り組みの状況)をプログラムが把握している。 ◇継続性 設計されたカリキュラムに基づいて教育を実施していること、および履修生に対して主体的な学習を促していることが、今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇シラバスに基づく教育の実施 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されているが、一部不足しており、迅速な対処が必要である。 ◇各科目の教育の実施 学習・教育到達目標の達成に対する主要な科目の一部でシラバスに基づかない教育が実施されており、迅速な対処が必要である。 ◇主体的な学習の促進 履修生の主体的な学習を促進する取り組みが実施されているが、取り組みの状況や促進効果が十分とはいえないため、迅速な対処が必要である。 ◇継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが見いだせない。 迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い	◇シラバスに基づく教育の実施 ●カリキュラムが学習・教育到達目標を達成するような体系ではない。 ●学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されていない。 ◇各科目の教育の実施 学習・教育到達目標の達成にとって主要な科目に対しシラバスに基づかない教育が実施されており、学習・教育到達目標の達成に強い疑念がある。 ◇主体的な学習の促進 履修生の主体的な学習を促進する組織的な取り組みが実施されていない、または、実施されてはいるが効果に強い疑念がある、あるいは、実施されてはいるがその状況把握が組織としてなされていない。 個人ではなく組織としての取り組みを重視する

項目2.3 教員団、教育支援体制の整備と教育の実施

【意図】

適切な教員団や教育支援体制によって組織的に安定して教育が行われているか、を観点に適合の度合いを判断する。

分野毎に異なるので確認が必要である

【留意点】

- ・ 教員団や教育支援体制が、関係法令の定める要件を満たすことは当然であり、かつ、学習・教育到達目標を達成するために実施するカリキュラムに基づく教育を科目間の連携を図りつつ適切に実施できるものでなければならない。この前提の下で、教員団や教育支援体制には柔軟性を認め、本基準項目によって画一的な要件を課すものではない。
- ・ 当該分野における技術者教育担当者として標準的または推奨される資格や経歴等がある場合には、それらを参考にすることは大いに推奨される。当該分野に関する個別基準の勘案事項の他、当該分野の審査チーム派遣機関を担当する学協会等が公表している情報の有無および内容を参考にすること。
- ・ 教育支援体制に含まれる、教員の教育に関する質的向上を図る取り組み(ファカルティ・ディベロップメント)は、授業方法の改善の他、教育に関する活動を評価したうえでの授業設計、評価方法、評価基準などの広く教育に関する教員の能力向上を図る取り組みを意味している。このため、教育にかかわる教員の活動を表彰等で評価するだけでは適合の度合いは不十分であり、プログラムの教育に関する質的向上につなげる仕組みであることが求められる。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

カリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団や教育支援体制の整備および開示に関する状況の判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目2.3 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇教員団および教育支援体制の構成 カリキュラムを適切に実行できる構成である。 ◇教育支援体制の仕組み 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みや教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みが適切に含まれている。 ◇プログラムに関する教員への開示 教育支援体制の構成や内容が適切に開示されている。 ◇継続性 教員団および教育支援体制の構成、教育支援体制が含む仕組み、および教育支援体制の教員への開示が、今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇教員団および教育支援体制の構成 教員団および教育支援体制に<u>一部不足</u>があり、迅速な対処が必要である。 ◇教育支援体制の仕組み ●科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成または実施状況が<u>一部不十分</u>であり、迅速な対処が必要である。 ●教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みの構成または実施状況が<u>一部不十分</u>であり、迅速な対処が必要である。 ◇プログラムに関する教員への開示 教育支援体制の構成や内容の開示に<u>一部不足</u>があり、迅速な対処が必要である。 ◇継続性 教員団および教育支援体制が今後の6年間安定的に構成・実施される<u>見込みを見いだせない</u>。	◇教員団および教育支援体制の構成 ●法令に定める要件を満たしていない。 ●カリキュラムの<u>重要部分を適切に実行できない</u>。 ◇教育支援体制の仕組み ●科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成または実施状況が<u>不十分であり、カリキュラムの実行への影響が大きい</u>。 ●教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みの構成または実施状況が<u>不十分であり、カリキュラムの実行への影響が大きい</u>。 ◇プログラムに関する教員への開示 教育支援体制の構成や内容がまったく開示されていない、または<u>重要部分が開示されておらず</u>、カリキュラムの実行への影響が大きい。
	迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い	カリキュラムの実行への影響の大きさを判断する

項目2.4 アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ

【意図】

カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるための仕組みが整っているか

【定義・留意点】

- ・「受け入れ」とは、入学、編入学(学士入学を含む)および転入学を意味する。
- ・共通教育等を経た後に履修生としての身分が確定(登録)する場合には、共通教育開始時における当該プログラムを含む教育プログラム全体に対するアドミッション・ポリシーと、当該プログラムに対するアドミッション・ポリシーの両方が必要である。
- ・認定対象が本科4年次から専攻科2年次に至る合計4年間の修学期間を有する教育課程である高等専門学校においては、本基準項目における共通教育開始は本科入学時とみなす。
- ・学生がカリキュラムに基づく教育に必要な資質を持っているかどうか、(受け入れ時に)必ずしも明確ではない場合には、リメディアル教育(development education)等への取り組みを含めて受け入れ方針や実際の受け入れ状況を(自己点検書で)説明する。
- ・方法別の受け入れ人数の多少や、受け入れ後に自主的に、あるいは規則等により強制的にプログラム履修生としての身分から離れる人数の多少は問わない。一方、アドミッション・ポリシーとそれに基づく受け入れが標準修学期間での学習・教育到達目標の達成に適切に整合しているか否かについての、プログラムによる点検と必要な改善は基準4に含まれることに留意する。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

アドミッション・ポリシーの内容および公開状況、アドミッション・ポリシーに基づく受け入れ方法の内容および実際の受け入れ状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

プログラムから離れる学生数が多いというだけで本基準項目に適合していない、とは判断しないが、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を有していない学生を受け入れている状態が続いているのであれば、プログラムの自己点検・継続的改善機能に問題があると判断する場合がある。

項目2.4 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇アドミッション・ポリシーの公開 公開されている。 ◇内容、および学生の受け入れ ● アドミッション・ポリシーおよび受け入れ方法に、プログラムの運営するカリキュラムに基づく教育に必要な資質を有する学生を受け入れる内容が明記されている。 ● 定められた受け入れ方法に基づいて実際に適切な資質を有する学生を受け入れている。 ◇継続性 今後の6年間程度安定的に継続する見込みが高い。	◇アドミッション・ポリシーの公開 公開が<u>不十分</u>であり、迅速な対応が必要である。 ◇内容、および学生の受け入れ アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、および実際の受け入れ状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として<u>不十分</u>なところがあるか、または、内容の明記が<u>不十分</u>であり、迅速な対応が必要である。 ◇継続性 今後の6年間程度安定的に継続する見込みを見いだせない。	◇アドミッション・ポリシーの公開 公開されていない、または、公開が<u>著しく不十分であるため、学生が履修生になることを検討する際に重大な影響を及ぼす恐れが高い。</u> ◇内容、および学生の受け入れ アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、および実際の受け入れ状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として不十分であるか、または、内容が明記されていないため、<u>カリキュラムの運営や履修生の学習・教育到達目標の達成等に重大な影響を及ぼす恐れが高い。</u>

迅速な対応により適合を維持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響がある

項目2.5 教育環境及び学習支援環境の運用と開示

【意図】

- ◎学習・教育到達目標の達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境や学習支援環境を保有し、かつ、それらの環境が将来にわたって安定的であるか
- ○関係者への開示が適切か

【留意点】

- プログラムの所属する高等教育機関が主体となっていて行っている運用と開示がプログラムにとって十分であれば、プログラム独自の取り組みは必要ない
- 開示の内容(幅と深さ)が教員、教育支援体制の構成員、および履修生に対し、それぞれ異なっている構わない。開示の観点、それぞれの立場の者が適切な教育環境の下で必要な支援を受けることができるかどうかである。
- 法令等の定めに加え、学習・教育到達目標の達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施していることを重視する。法令等の定め、適合していることが他の評価機関により審査された資料等がある場合には、それらの資料等の活用を推奨する。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

学習・教育到達目標達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境および学習支援環境を保有し、かつ、それらの環境の今後の予定が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

他の評価機関がJABEEの認定結果を活用している場合には、その部分をJABEEの審査に活用できない。

項目2.5 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇教育環境および学習支援環境 適切に整備され運用されている。 ◇教員、教育支援体制の構成員、および学生への開示 それぞれに対し適切な内容が開示されている。 ◇継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇教育環境および学習支援環境 整備状況または運用状況に<u>不十分</u>な点があり、迅速な対処が必要である。 ◇教員、教育支援体制の構成員、および学生への開示 開示に<u>不十分</u>な状況があり、迅速な対処が必要である。 ◇継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇教育環境および学習支援環境 整備や運用について、<u>重大な支障</u>があり、カリキュラムの運営や履修生の学修・教育到達目標の<u>達成が困難か、または、運営や達成に悪影響がある。</u> ◇教員、教育支援体制の構成員、および学生への開示 不十分であるため、環境の利活用が<u>困難か、または、環境の利活用に悪影響が見込まれる。</u>

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響がある

【意図】

個々の科目ごとの達成度評価、および、修了時点で修了生がすべての学習・教育到達目標を達成したことの点検・確認

【留意点】

- 評価方法や評価基準の策定とそれに基づく教育の実施については基準2の項目2.1で求めているので、本基準項目ではそれらの確実な実施の観点から審査する。

審査員は全科目の根拠を要求・確認せず、プログラムがどのように状況を確認しているのかの説明・根拠を求め、主要科目についてその説明・根拠と整合しているかを調べる。

- すべての科目の達成度評価が適切に行われていることの詳細な根拠提示を一律に求めることはしない。個々の科目の達成度評価の実施状況をプログラムがどのように確認しているかについて、その確認の方法と実態が合理的であるか否かを観点とする。この観点に基づき、学習・教育到達目標の達成にとって主要な科目については、科目ごとの達成度評価がシラバス記載の方法のとおり実施されているかを調べるために、主要な評価対象物(テスト答案やレポートなど)の合格水準のものを、必要に応じて実地審査で閲覧する。

【留意点】(つづき)

- (単位認定) 履修生が他のプログラムで修得した単位を学習・教育到達目標の達成の判断材料としてプログラムが用いる場合には、プログラムが主体的に実施する教育以外での学習成果を学習・教育到達目標の達成の観点からどのように評価して単位認定を行っているのか、その仕組みと実態を示すことが求められる。
- 全履修生が標準の修学期間(4年間)で学習・教育到達目標を達成することは、望ましいが、必須ではない。標準の修学期間を超えても就学可能な期間中に学習・教育到達目標をすべて達成できれば、その履修生は修了生となる。なお、学習・教育到達目標を達成しない履修生が、自主的にあるいは規則等により、強制的に履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

個々の科目ごとの達成度評価の実施状況、および修了時点で修了生がすべての学習・教育到達目標を達成したことの点検の実施状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目3.1の補足:履修生の身分変更

「学習・教育到達目標を達成しない履修生が、自主的にあるいは規則等により、強制的に履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない。」

「履修生の身分を失う」とは以下を想定している(標準の修学期間で修了できず、修学期間を延長して翌年の修了を目指す場合には、履修生の身分は維持される)。

- 学生が自らの意思によりプログラムから退く。
- プログラム運営組織が予め定めた履修条件・進級条件等を満たさない履修生をプログラムから退かせる。

どちらにせよ、学生は履修生の身分を失うので、他のプログラムに(規則等に基づき自動的に、または、何らかの選抜試験に合格して)移るか、当該教育機関を退学することになる。審査対象プログラムの履修生の身分を喪失した学生の進路は、審査の対象外である。

- 学生の他のプログラムへの移籍等の選択を妨げないように、項目3.1はこのような状況があることを認めている。
- 一方、履修生の身分を失う学生が過剰に多い場合には、プログラムの内容に何らかの問題のある可能性が浮上する。このため、身分喪失学生がどの程度いるのか、その原因は何か、プログラムに原因があるのであれば改善策を講じているのか、などの自己点検と継続的改善の状況を基準4で判断する。

項目3.1 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇ 個々の科目の達成度評価 定められた評価方法と評価基準で適切に実施されていることを、点検・確認している。 ◇ 履修生の学習・教育到達目標達成の評価 定められた評価方法と評価基準で適切に実施されていることを、点検・確認している。 ◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 全修了生が学習・教育到達目標を達成していることが、点検・確認されている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 個々の科目の達成度評価 主要科目などで<u>一部不十分</u>な状況がある、または、その点検・確認について<u>一部不十分</u>な状況があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 履修生の学習・教育到達目標達成の評価 点検・確認について、<u>一部不十分</u>な状況があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 点検・確認について、<u>一部不十分</u>な状況があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 個々の科目の達成度評価 主要科目において定められた評価方法と評価基準で行っていない等、個々の科目の達成度評価が不十分である、または、その点検・確認が不十分である、ことにより、<u>カリキュラム全体としての学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れ</u>がある。 ◇ 履修生の学習・教育到達目標達成の評価 点検・確認が不十分な状況にあり、履修生の<u>学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れ</u>がある。 ◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 点検・確認が、不十分な状況にあり、<u>全修了生が学習・教育到達目標を修了時点で達成していることを確認できない</u>。

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響がある

項目3.2 知識・能力観点から見た修了生の到達度点検

【意図】

項目3.1で点検・確認した学習・教育到達目標の達成をつうじて、当該目標に含まれる知識・能力観点(a)～(i)も漏れなく達成していることをプログラムが点検・確認しているか

【留意点】

- ・ 学習・教育到達目標への知識・能力観点(a)～(i)の含め方はプログラムの考えに基づくものであり、具体化の方法はプログラムの自主性に委ねられている。このため、プログラムには知識・能力観点(a)～(i)と学習・教育到達目標との関連付けを踏まえた点検・確認が必要とされる。
- ・ 一つの学習・教育到達目標に複数の知識・能力観点が(程度の差はあれ)含まれている場合には、当該学習・教育到達目標の達成の評価方法と評価基準によって、すべての知識・能力観点を漏れなく獲得できるプログラムであることを点検・確認していることが必要である。
- ・ また、複数の学習・教育到達目標に一つの知識・能力観点が分割されて含まれている場合には、関連する学習・教育到達目標の達成を総合的に確認することが必要である。
- ・ 点検・確認結果を修了生や関係者に開示することまでは求めている。
- ・ 本基準項目では、知識・能力観点(a)～(i)の達成を直接点検することは求めている。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

全修了生による学習・教育到達目標の達成をつうじた、当該目標に含まれる知識・能力観点(a)～(i)の達成の点検・確認の状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目3.2 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇知識・能力観点から見た修了生の到達 全修了生の学習・教育到達目標の達成をつうじて、知識・能力観点(a)～(i)の内容のすべてが確実に達成されていることが、プログラムにより点検・確認されている。 ◇継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇知識・能力観点から見た修了生の到達 プログラムによる点検・確認が<u>一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇知識・能力観点から見た修了生の到達 ● 点検・確認をプログラムが<u>実施していない</u>。 ● 知識・能力観点(a)～(i)の内容の<u>一部を達成していない履修生が修了生に含まれる恐れが大きい</u>。

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響がある

項目4.1 内部質保証システムの構成・実施と開示

【意図】

プログラムまたはプログラムが所属する高等教育機関の内部質保証システムに基づき、基準1～基準3の適合の度合いを含むプログラムの教育活動をどのように点検して現状の教育の質を保証し、かつ、点検結果を関係者に開示しているか。

【留意点】

- プログラムの適切な点検が可能であれば、プログラム独自のものではなく、プログラムの所属する高等教育機関が組織的に教育活動を点検している仕組みと内容でかまわない。
- 本基準項目でいう「組織的」とは、プログラムまたはプログラムが所属する高等教育機関が責任を持って行うものを意味する。
- 大学評価等の他の認証機関における審査において自己点検や第三者評価が基準1～基準3の観点でプログラムを一つの単位として組織的に実施し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示しているのであれば、その実施・開示をもって本基準項目との適合の度合いを自己点検してかまわない。ただし、他の認証評価で求める「第三者評価」としてJABEEの審査・認定を用いている場合には、「評価結果の存在しない相互循環的な引用関係」にならないことが必須となる。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

基準1～基準3に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証の仕組みや実施内容およびプログラムに関わる教員への開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目4.1 判定の目安

認定基準への適合が数年(6年)以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇ 内部質保証システムの仕組み 基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証の仕組みが存在し、組織的かつ適切に活動している。 ◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・点検 社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含んでいる。 ◇ プログラムに関わる教員への開示 点検の実施内容を適切に開示している。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 内部質保証システムの仕組み ● 仕組みは存在するが、基準1～3に関する点検内容や点検状況が<u>一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ● <u>組織として一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・点検 配慮が<u>一部不足</u>している、または、仕組み自体の点検機能が<u>一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇ プログラムに関わる教員への開示 点検の実施内容の開示が<u>一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 内部質保証システムの仕組み ● 仕組みが<u>存在しない</u>、または、<u>実質的な活動がなされていない</u>。 ● 仕組みは存在するが、基準1～3の一部に関する点検内容や点検状況が<u>不十分</u>であり、<u>全修了生が学習・教育到達目標を達成することへの影響が大きい</u>。 ● 仕組みが組織として<u>不十分</u>であることにより、プログラムの教育活動の点検が<u>不適切</u>となっている。 ◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・点検 配慮が<u>不十分</u>である、または、仕組み自体を点検する機能が<u>不十分</u>であることにより、<u>プログラムの教育活動の点検内容と点検状況が不適切</u>となっている。 ◇ プログラムに関わる教員への開示 点検の実施内容の開示が<u>不十分</u>であることにより、<u>プログラムの教育活動の点検内容と点検状況が不適切</u>となっている。

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響がある

項目4.2 継続的改善

【意図】

- ・ プログラムまたはプログラムの所属する高等教育機関の内部質保証の仕組みによって、プログラムの教育活動が継続的に改善され向上すること
- ・ その改善・向上は、履修生の学習・教育到達目標の達成状況の向上に役立てるべきであること

【留意点】

- ・ 認定・審査の時期によっては改善の具体的な結果が出ていないこともありえる。その場合には、点検結果を把握した時期、改善策を検討した時期、具体的な改善に着手した時期などに基づき、継続的改善の活動として十分かどうかを判断する。
- ・ 項目4.1および本基準項目の適合の度合いが
 - － 十分であれば、すべての基準に則してプログラムの教育活動を点検、維持または向上させる仕組みを持ち、かつ、それに関する活動を適切に行っているので、各基準項目との適合の度合いが継続的に向上することが期待される。この意味で、項目4.1および本基準項目との適合の度合いは、他の基準項目の適合の度合いを判断する際の参考になる。
 - － 十分でなければ、他の基準項目の適合の度合いの評価に影響を与える。例えば、現時点でその基準項目との適合の度合いは一定程度あるものの、現状の教育活動の点検に基づき維持・改善する仕組みが十分でないため、適合の度合いを維持できない恐れがあるものと判断される場合もある。

【自己点検書への盛り込みを期待する内容】

教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組み、および、それに関する活動状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

項目4.2 判定の目安

認定基準への適合が今後の6年以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇継続的改善の仕組みの存在 プログラムまたはプログラムの所属する高等教育機関が実施する、基準項目に則した教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持つ。 ◇継続的改善活動の実施 その仕組みに基づき、適宜、改善に関する活動を的確に行っている。 ◇継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇継続的改善の仕組みの存在 教育活動を改善する仕組みを持つが、<u>一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇継続的改善活動の実施 活動が<u>一部不足</u>しており、迅速な対処が必要である。 ◇継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇継続的改善の仕組みの存在 教育活動を改善する<u>仕組みがないか、または不十分であり、プログラムの継続的改善に支障がある。</u> ◇継続的改善活動の実施 活動が<u>なされていないか、または不十分であり、プログラムの継続的改善に支障がある。</u>

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響がある

- 本講習資料には「認定基準の解説」の一部しか転載していません。必ず上記文書全文の熟読をお願いします。
- 特に、エンジニアリング系修士課程、情報専門系学士課程および建築系学士修士課程では、本講習資料に記載されていないそれぞれの認定種別固有の記述がありますので、必ずご自身が関係する認定種別に対応した「認定基準の解説」の熟読をお願いします。
- 教育機関・プログラムによる教育の工夫・改善に関する自主性・独自性をできるかぎり尊重してください。「認定・審査があることを理由に教育の工夫・改善を躊躇しないようにお願いします(向上を目指して確実に改善を進めている場合には「S」判定とする)。」

- 審査を対等な立場で公平に実施するためには、双方の協力と相手への敬意が必要です。
 - プログラム運営組織の役割は、適切な根拠に基づき、認定基準に適合していることを合理的に説明することです。
 - 審査団の役割は、同一分野の第三者として、プログラム運営組織による説明や根拠の合理性を判断することです。
- 審査員経験は、教育者にとって自身が所属するプログラムを見つめる良い機会になるため、審査員資格の獲得を是非お願いします。
 - それぞれに個性のあるプログラムの審査には、画一的な判定方法はなく、認定基準の趣旨や社会状況なども踏まえて個々に判断することが重要です。
 - 判断の事例や、海外認定機関の事例の蓄積を活用できます。

認定基準の解説 終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブ
サイトの「認定・審査」ページから！

審査員による審査や審査研修員としての参加の際には、
必ず当該年度の審査用の文書や様式などを使用してください。

<https://jabee.org>